

特241

434

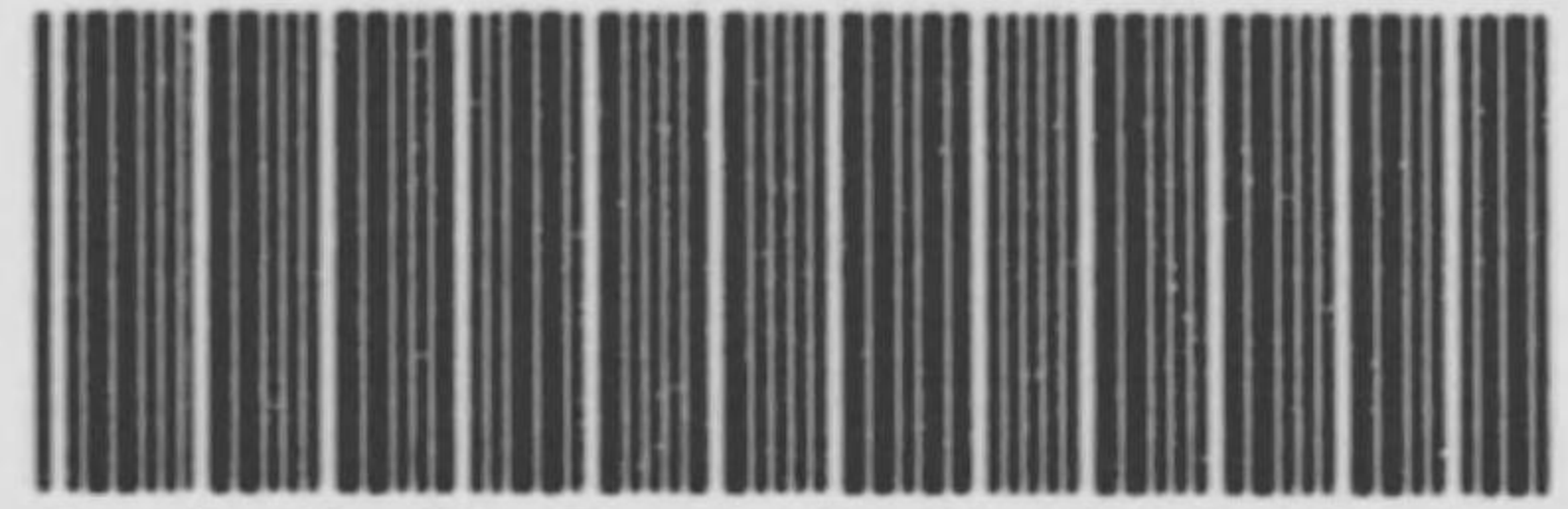
十年二月廿七日 第三種郵便物認可
廿一年八月五日 第三五二八號

刊日 野田經濟研究所日報 特輯號

野田經濟研究所編

産業民主化と企業形態

發行所 野田經濟研究所
東京都日本橋區吳服橋三ノ五根町ビル
電話 日本橋(24) 一五三八・四三四一
振替口座東京五三七四九番



0025603000

0025603-000

特241-434

産業民主化と企業形態

野田經濟研究所・編

野田經濟研究所

昭和21

ADF

製品種目

人造肥料製造裝置
 化學工業用諸機械
 石油精製裝置
 水素添加裝置
 水性瓦斯發生裝置
 燃料瓦斯發生裝置
 石炭瓦斯發生裝置
 水素瓦斯發生裝置
 低溫乾餾發生裝置
 鑛山用諸機械
 水火力發電裝置
 瓦斯涌油槽並各種貯槽

株式會社

石井鐵工所

東京都麴町區有樂町一ノ十一(每日會館)

電話 丸ノ内代表五二三一(九)番

月島工場

東京都京橋區月島西通五丁目十一番地
電話 京橋(56) 代表 七一七一(三) 番
七九一三

蒲田化學
機械工場

東京都蒲田區糞谷町五丁目一三三〇
電話 蒲田(03) 代表 二二二八 三三〇五
工務專用〇五二六
二二二六

龜戶工場

東京都城東區龜戶町九丁目三十七
電話 深川(64) 代表 四七三・四七〇
二三一・二三二



資本金 貳千萬圓

公社債 株式
投資 信託

日興證券株式會社

本店 東京都麹町區丸ノ内(日本興業銀行四階)

電話 丸ノ内(23) 代表 二四一四番

東京支店 東京都日本橋區兜町二丁目五番地

電話 茅場町(66) 代表 二二六一番

各地支店 大阪・名古屋・福岡・廣島・岡山

京都・神戸・新潟・富山

(投資資料郵券拾錢
同封申込次第贈呈)

目次

はしがき

第一部 産業民主化はどう在るべきか

- (一) 産業民主化と商法改正……………一
- (二) 株式會社法は單行法で制定する……………二
- (三) 統制方式も新段階へ……………三
 - (イ) 自主的統制を確立する……………三
 - (ロ) 統制團體は各獨立の機能をもつ……………四
 - (ハ) 指導性把握に民間人を簡拔登用……………五
- (四) 不正競争の防止……………六
- (五) 資本構成の社會化……………八
 - (イ) 株式の公開、大衆化で資本を分散化す……………八
 - (ロ) 資本の自主獨立性を確立……………九

(六)	企業内容の公開性	一〇
(イ)	第一の場合	一〇
(ロ)	第二の場合	一一
(七)	従業員の持株制	一二
(イ)	産業民主化と持株制の方法	一二
(ロ)	開放株の制限問題	一四
(八)	重役の公選性	一五
(九)	生産の責任制	一六
(十)	産業平和の推進	一八
(イ)	團體協約の締結に基礎を	一八
(ロ)	生産サポは國家管理で	一九
第二部 経営形態はどう變貌するか		
(十一)	経営合理化の新らしい意味	二二
(十二)	人力から機械力への切換へ	二二

(十三)	商法、商慣習の改定が先決	二三
(十四)	株主總會の新らしき在り方	二三
(十五)	總會の實質的な權限擴大へ	二五
(十六)	株主の地位向上と持分	二七
(十七)	株主權の制限はどの位が妥當か	三〇
(十八)	役員任期制確立への方途	三三
(十九)	重役は株主たり得ず	三四
(二十)	經營參加の形態	三六
(二一)	會社定款の理念を改めよ	三七
(二二)	經營形態は實質本位へ	三九

はしがき

日本經濟の再建は、産業の民主化によつてのみ可能である。このことは、誰れでもが知つてゐることであり乍ら、複雑多岐な事情に制約されて、却々實現されないでゐる。大變革期に於ける所謂「陣痛」でもあらう。

たゞ我々として忘れてはならぬことは、各人の好むと好まざるとに拘らず、一步一步、社會主義的方向に進みつゝあるとは云へ、今日の敗戦日本の經濟的再建は、單なる資本と勞働との階級闘争を通じてのみ、可能であると考へてはならぬことである、率直に云へば、國內に於て闘争を事としてゐる時ではない、日本國民の一人、一人がその階級や地位に拘泥執着することなく、虚心坦懐に一丸となつて、日本經濟の再建に當らなければならぬ。

この立場に於て本書「産業民主化と企業形態」を編輯した。企業形態、經營形態が今後如何があるべきか、その在り方について、以上の立場から、既往の企業經營形態に對して鋭いメスを加へ、今後の在り方を具體的に示唆した。

激動期日本經濟の現段階に於て、直接又は間接に關與されてゐる多くの人々に對して、或は反省の書ともなり、或は指針の書ともなるべきことを確信する。

昭和二十一年五月

第一部 産業民主化はどう在る

べきか

一 産業民主化と商法改正

日本經濟の再建は「産業の民主化」から始められなければならない。然らば産業民主化とは何か一言にして云へば、「株式會社の民主化」といふことである。しかし、現行商法のもとでは株式會社の民主化は到底實現出來ないのである。そこで産業を民主化する爲めには、前提條件として現行商法の根本的改正が、必要とされてゐる。即ち現行商法に於ては會社經營の實體は大株主によつて左右され、然かも事業そのものが、何等公共性を有せず、企業家の獨善に依る利益追求機關と化してゐるのである。

したがつて株式會社の民主化とは、かゝる企業をして社會化し、事業自態を企業家の獨善的なものでない組織に改めることが要請されてゐるのである。然るに現行商法は、株主を不當に擁護し、株式の所有等についても何等制限を設けず、のみならず資本の社會性などについては何等規程してゐない。かく現行商法は民主化を阻む幾多の條項を規定してゐる、例へば株主總會一つを見ても、經營は勿論、人事に至るまで株主總會の議決を経ない限り、何等實行力をもたないといふ状態であ

る。
しかし、日本産業の民主化は、財閥解體を契機として、その第一步を踏み出した。即ち企業の獨占を排除し、根強い封建性を拂拭することに依り、「企業は自由」の原則に基き潤達なる發展は期し得られるのである。

二 株式會社法は單行法で制定する

政府が發表した新憲法草案は、此點財産權の條項中に企業の社會化乃至公共性を規定し、さらに「國民福祉の爲めには、公共の爲めに使用することあるべし」と規程し、特定企業の國管乃至國營形態をも指向してゐる。従つて新憲法の經濟的意義は極めて重視さるべきであり、こゝに新憲法と現行商法改正の不可分の關係をも示唆してゐる。日本民主化はかくして新憲法に依つて推進され、また「産業の民主化」は商法の改正によつて、推進さるべく方向づけられるに至つた。然して商法改正に當つて政府の意圖するところは、根本的改正は長時日を要するので、新憲法の條項に従つて新法律を制定し、不適當の條項は停止して行くといふ漸進主義を以て臨んでゐる。一方株式會社法は現行商法から切離して、新企業法とも言ふべき單行法として新たに制定すべく考慮してゐる。しかも現行株式會社法は、その會社組織形態に於て、株式會社、合名會社、合資會社、株式合

資會社の四つの形態に分類されてゐるが、これを株式會社、合名合資の三つに制約せんとしてゐるやうである。

三 統制方式も新段階へ

(イ) 自主的統制を確立する

日本經濟の民主化を促進する爲めには、また官僚統制に代つて民間の自主的統制に切换へなければならぬ。日本は滿洲事變、支那事變、大東亞戰爭を通じて、多年の間經濟の運営は官僚統制によつて行はれて來た。そこで終戦となるや、自由經濟への復歸が一般に待望された。而して政府も生鮮食料品を中心に漸次統制の枠を外しにかゝつた。しかし、それは徒らに混亂を惹起し、就中物資の偏在を招來して、國民經濟を却つて不安動搖に追込んだに過ぎなかつた。

かゝる情勢に鑑み、統制の再現を餘儀なくせしめたが、過去に於ける官僚統制は、戦時經濟の進展に伴れて、缺陷を暴露し、統制上の矛盾から種々の弊害を生んだのであつた。こゝに統制方式による重要産業部門にあつても、その統制は名目だけに終り、官僚統制は終戦と同時に終焉を告げたのであつた。

官僚統制に代つて新たに登場する自主的統制は、かゝる缺陷を是正し、産業經濟界の實情に即應

して行ふ統制方式である。従つて民間の創意と経験を生かし、民間自態の責任に於て行ふところに特色があり、統制の主體となるべき統制團體は指定制をとることになつてゐる。されば指定された統制團體は統制上の権限は一切政府から委任されることになる。即ち差當り從來の重要産業團體令に基く産業統制會は、民間の自主的團體に切換へられたのを契機に、新たな統制團體として指定されることになつてゐる。而してこれ等の統制團體は近く制定公布される經濟安定臨時措置令に根據をもつことになり、經濟組織法が議會を通過した場合は、この新組織法に切換へることによつて更に、恒久的基礎が與へられる。

(ロ) 統制團體は各獨立の機能をもつ

從來の統制團體は生産、配給兩分野の統制が一元化されてゐたのに反して、新統制團體はこの分野を截然と分ち、各々獨立した統制團體として、實質的に統制機能を強化することになつた。

例へば石炭統制會が配給機構である日本石炭統制會社を傘下に吸収し、下部組織とした如き、また鐵鋼統制會が、鐵鋼販賣株式會社を一元的に運営した如き、團體構成は許容されない。だが、新配給團體は生産關係團體と異なり、統制の中核體は政府が指定するが、その下部組織の配給機構については、中核體たる配給統制團體が指定する二階梯乃至三階梯の指定方式をとり、所謂末端機構に至るまで一貫したルート在完成することにより、正常なルート化を狙つてゐる。

かく指定された統制團體は各々獨立した機能をもち、生産者團體にあつては、生産計畫は勿論、資材の配分割當等、團體加盟企業が生産能力に即應して、合理的妥當な割當配分を自からの手によつて行ふと共に、發註受註の調整等國家の需給計劃に則つて、自主的統制を実施する仕組となつてゐる。配給團體は生産團體と異なり、配給計劃は政府が依然握り、指示を受けて配分することになつてゐる。

日本經濟が統制を必要とする所以は、總動員法等各種統制法規が撤廢され、經濟界の混亂を防止し、正常な發展を助成するところに目的があり、且つ生産と消費を調整して、國民生活の安定を確保するところに重點が置かれてゐる譯である。従つて自主統制は自由經濟復歸の前提とも見られるが、この統制方式は再建日本の基礎が完成するまでは、相當長期間に亘つて行はれることは、不可避的であらう。

然かも自主統制を推進するに當つて、問題視されてゐるのは、統制團體を運營する人的構成メンバーである。従つて統制團體は、會長なり、理事長に人を得ることが、先決条件とされ、統制の成否は一つにこの點にかゝつてゐるとも謂へるのである。

(ハ) 指導性把握に民間人を簡拔登用

自主統制の圓滑を期するため、當初當局では統制委員會の設置を企圖した。しかし、自主統制は

あくまで民間人の手で行ふことを建前に、行政機構内に民間の人材を吸収して、需給調整の萬全を期することに變更した。この點についてはマツカーサー司令部に於ても、施策の総合性を重視し、經濟安定本部の設置と關聯して、商工省内に需給調整局の如き、新行政機構を併行設置を慫慂して來たので、自主統制の根據法たる經濟臨時措置令と不可分の關係に於て、新機構を設置することゝなつた。従つてこの需給調整局には、統制に經驗ある民間のエキスパートを廣く簡拔登用し、需給調整を中心に自主統制に指導的役割を演ぜしむることゝなつた。而して自主統制の主體たる産業別指定統制機關と、需給調整局とは、緊密一體的關係に於て運営されることになり、生産計劃と配分計劃を合理化することに依つて、民生安定の確保に不動の基礎を確立することになつたものである。

なほ、民間人の簡拔登用は、相當廣範圍に亘り、官僚統制の重大な弊害であつた實情無視の態度を是正し、飽まで産業の實情、性質に即應して、合理的統制を實施し、國民經濟の不安動搖を防止して、正常なる經濟の發展を助成するといふ方針を進めて行くことになつた。

自主統制はかくて、行政面と實施面の一體化により、實施されることになつたのである。

四 不正競争の防止

産業の發展は、民主主義の下に於ては「企業は自由」の原則に従つて、自由競争が基調となつてゐる。しかし、如何に「企業は自由」と雖も、不正な競争によつて自己の企業の利害をはかり、且つ社會的に悪影響を及ぼすが如き行爲は斷乎排除して行かなければならない。こゝに生産手段、販賣手段等の面に於ても民主的措施が必要となつて來るのである。従つてそこには不正行爲による競争の防止といふことは産業秩序を維持する見地からも當然とらるべき政策の一つである。されば政府に於ては、産業經營の基準法たる「産業秩序法(假稱)」の制定に當つても重要な問題として取上げられてゐる。

然らば不正競争とは如何なる行爲を指稱するかといへば、大要次ぎの如き事項である。

- (一) 取引上一般に知られてゐる他人の氏名、商號、商標、商品の容器、包裝其他他人の商品たることを示す表示と同一若くは類似のものを使用し、またはこれを使用した商品を販賣若くは散布し他人の商品と混同を生ぜしむるが如きこと
- (二) また取引上他人の氏名、商號、商標其他他人の營業たることを示す、表示と同一又は類似のものを使用して他人の營業上の施設又は活動と混同するが如き行爲をすること
- (三) 假設または僭用の商號に附隨して商品に虚偽の原産地の表示をなし、またはこれを表示したる商品を販賣若くは散布して原地を誤認せしむるが如き行爲をすること
- (四) 他人の營業上の信用を害する虚偽の事實を陳述しまたはこれを流布するが如き行爲をすること

即ち以上の如き行爲は何れも不正競争として取締ると共に、或は賠償等の制裁が加へられることになる。この外統制團體にして會員相互間に決定した統制協定等に對しても違反したる場合は、同様不正行爲として取締の對象となることを忘れてはならない。かく民主主義下の産業は自由競争によつて、自由なる發展が期せられるとしても、自らそこには秩序を維持する爲めに、社會的制裁乃至法的な取締が行はれるのである。

五 資本構成の社會化

(イ) 株式の公開大衆化で資本を分散化す

財閥解體は産業民主化の上には、大きな意義をもつてゐる。即ちこれによつて企業の獨占形態は排除され、資本の分化的發展への緒口を作つた。財閥は從來自己の利益の爲めにその巨大なる支配力を驅使して、獨占を恣にし、國民經濟は勿論は日本の財政經濟上にも大きな地位を確保した。それ故に財閥の動向は何時の時代にも、國民經濟を不均衡の發展へと導いて來たのである。従つてかかる資本の獨占形態が資本の社會化を阻害して來たのは周知の事實であり、この意味に於て聯合國側の財閥解體指令は、日本經濟の民主化の上に實に意義深いものがあつたと謂へよう。

こゝに資本の分化的發展、企業の自主獨立性は保持され、國民經濟への寄與が、期待されるのである。

今後財閥解體が如何に具體的に進められるか、近く再組織される持株清算委員會の改組擴充によつて傘下企業の運営が管理され、持株の處理が適正に行はれることによつて、資本の社會化は本格的に進められることにならう。

これまで企業の運営は、株式資本に依存して行はれて來たが、その實體は株式を多く所有することによつて、支配的地歩を占めて來た。されば會社の支配權は大株主によつて左右されて來た。こゝに資本の集中を誘導する重大な根因があつた。而してこのことは財閥大企業になればなるほど、その支配力を強化し、秘密主義の温床と化し去つたのである。

従つて資本の社會化は、株式の公開、大衆化によつて、その支配力を分散し、秘密主義や封建性を打破して、公正なる企業經營への發展が望まれるのである。

(ロ) 資本の自主獨立性を確立

さきにマツカーサー司令部は、財閥解體を指令すると同時に、獨占法の制定實施を日本政府に對して命じて來た。政府またこれに即應して産業秩序法の制定を進めてゐる所以は、産業の民主化を促進し、企業經營の正常なる發展を助成する方途に出たものに外ならない。

即ち

(一) 企業の獨占形態を排除することは、資本の集中を除去し、企業の自主獨立性を保持せしむること

(二) 株式の公開、大衆化は支配力を弱化し、企業の正常なる發展を助成すること
以上の如く、資本構成の社會化は、從來の大株主制に制限を加へ、小株主制を採用することによつて、その目的は達せられるのである。現に財閥、大會社の資産は凍結され、その移動は禁止されてゐる。他面日本産業の全面的再編成を意味してゐると同時に、資本構成の上にも大きな變革を齎らすことを意味してゐる。従つて今後企業の資本構成は、これまでの大株主制は廢止され、小株主制が新時代の脚光を浴びて登場してゐることは、當然の歸結であらう。

六 企業内容の公開性

(イ) 第一の場合

産業民主化の第一の要諦は、以上の如く企業に於ける資本構成の社會化であるが、第二の要諦は企業内容の公開性とされてゐる。大株主制を排して、小株主の多數制をとることは、要するにこの公開性を狙つたものである。即ち從來、會社の事業内容は、概ね秘密にされ、これを知るのは、大株主の特權とさへされて來た。ところが、小株主多數制をとることは、自然企業内容を一般に知悉

せしむることを意味してゐる。それは大株主のみに與へられてゐた特權が小株主にも與へられ、企業經營の明朗化が期待されることにもなる。

從來の大株主制の弊害は、會社の經營が現行商法の下では、事業計劃、人事に至るまで株主總會の議決を要する關係から、經營の實權は大株主側に勝手に左右され、小株主側が異議を唱へたところで、殆んど問題にならなかつた。しかし、小株主多數制の採用は、かゝる經營者側の自由勝手な振舞は許されなくなり、事業内容の良否、事業計劃の健全性が保持されることとなる。

殊に最近の如く、労働組合運動の合法性が認められ、労働者が企業經營に参加する情勢となつてくれば、勢ひ企業の秘密性は、明るみに出され、企業の健全か不健全か、またその經營が放漫か、堅實か等の判別權も與へられたと同様なことになるから、企業の公開性はかうした面からも、促進助成されて來ることは必須的である。

(ロ) 第二の場合

企業の公開性については、また株式取引所の上場株に對して、政府に事業内容の報告を義務づける方法も考へられる。現にアメリカその他の國に於ては、この方法をとつて、その内容を政府に報告しない限り、株式市場に上場は禁ぜられてゐる。

この方法は企業内容に對して、株式のみの特權を排して、政府はその報告書を一般に發表乃至閱

覽せしむることによつて、一般投資家に便宜を與へ、且つ一般の國民もその會社の良否や健全か否か等を知ることが出来るのである。併し、わが國が經濟民主化の線に沿つて、この方法をとることゝなると、一つの難點が指摘されてゐる。

即ちそれには、これに即應して行政機構を確立することが必要であり、それには企業局なり、會社局の如きを設置して、この主管局では、絶えず、企業内容の實體を把握すると共に、産業別に生産能力を常に調査して、國家の需給計劃にマッチする生産計劃を樹立實施するやうな方針を確立することが肝要とされてゐる。株式取引所法は近く改正される運びであるが、新取引所法にかゝる方法を規定することも一つの方法であらう。

七 従業員の特株制

(イ) 産業民主化と特株制の方法

産業の民主化に當つて、社員、従業員に特株制をとることは、關係當局に於ても異論はない。恐らくわが國も、將來この方法に進むであらうことは確定的方向であらう。

しかし、この特株制を實現する場合には、その限度及び形式等が一應問題とならざるを得ない。當局側の意向を見ても、恐らく劃一的方法はとらないであらう。而して現在その方法として考慮さ

れてゐるのは

(一) 社員、従業員とも一律に一定株を所有せしむる方法

(二) アメリカ式に勤続年數、給與等を基礎として參酌し、而して、社員、或は従業員に會社の株式の所有資格を與へて、その株を所有するやうな形式をとる方法

(三) 以上の如き個人を對象とせず、労働組合が公認された以上、労働組合なり、従業員組合なりに、その組合數に應じて、一括して所有せしむる方法

以上三つの形式が考へられてゐるが、個人を對象とした場合には(一)の方法が妥當性ありとされ、(二)のアメリカ、例へばスタンダードオイルが行つてゐる方法も、強ち實現性が乏しいとは言へない。即ちスタンダードオイルでは一ヶ年以上勤続し、その會社の株式を一定以上賣拂つてゐない者を條件に、會社は従業員に對し、株の購入資格を與へ、然かもその限度は、俸給の一〇%に對して、その半額を増給して、株を分與するといふ方法をとつてゐる。しかし、この方法は會社側にとつては、實施に當つての手續がかゝり、この爲めに専門の係を必要とするなどの點に於て、果してわが國の企業に適するかどうかは研究を要する問題であらう。(三)の勞組なり、從組に一括して所有せしめる方法は、一番手輕であるとされてゐる。

何れにせよ特株制の採用は従業員側に企業主權を與へることになるので、組合運動の側から見れば餘り喜ぶべき方法ではない。何故なら、組合が株主權を握る場合は、賃銀値上等の待遇改善問題に對する鬭争力を殺滅して、寧ろ利益配當を目當てするといふ弊害が指摘されてゐる。反對に企

業家側とすれば、この方法を採用することに依つて、労働攻勢を緩和する手段であるかも知れない。

最近軍需會社の轉換をめぐつて、所謂第二會社案が取上げられ、政府も法的措置を講じて、これが實施を企圖してゐるが、この新情勢に乗じて、一部の従業員側では資本家の生産サボに對抗して、第二會社は自分達の手で設立しようといふ氣運が醸成されてゐる。かうした氣運は今後どう發展して行くか知れないとしても、労働者のみによつては假令會社は設立されても、經理の知識に缺けてゐるところから、職員組合と提携しない限り、運営の圓滑は期待されないであらう。

従業員の持株制の問題は、産業の民主化に當つては、頗る重要な問題とされてゐるので、以上三つの中、何れかの方法が採用されるであらうことは、間違ひあるまい。

財閥の持株處分問題とも關聯して、現に従業員への持株制の採用と、一般への公開と二つの方法が考慮されてゐることは、持株制採用に重大な示唆を與へてゐる。

(ロ) 開放株の制限問題

マツカーサー司令部の財閥解體に關する指令によれば、財閥關係者の公開株の所有は禁じられてゐる。この點から、社員、従業員に對する持株制を採用する場合、一旦配分した株の賣買に對して制限を設けるかどうか、デリケートな問題となつてゐる。而してこのことは單に財閥關係企業に止

まらず、持株制が一般會社に於て採用される場合にも、共通の問題となるであらう。故に慎重な考慮が必要とされてゐるが、今日に於ては制限論が有力であることは注目される。

といふのは、會社が一旦社員なり、従業員に開放した株式も、會社側が容易に再び取得することは極めて容易であるからである。

即ちかゝる方法によつて折角民主化を實現して見ても、一旦所有せしめた株の賣買を自由に認めることになれば、その株式は再び資本集中の形態によつて、會社なり一部個人に不當に所有される懸念がある。

この點アメリカでは何等制限を加へてゐないが、持株制の本質から見て、やはり、或程度の制限を加へることが、必要となるのではあるまいか。

八 重役の公選性

會社經營の實權を握る重役の選任方法についても、小株主多數制或は従業員の持株制など一聯の民主的方法が採用されるとなれば、當然その改善の方途が問題となつて來る。而してその方途としては重役の公選制が唱へられてゐる。しかし、この問題は現行商法とも關聯して相當デリケートな問題であり、早急には實現し得ないかも知れぬ。

従来重役の選任は、株主總會の議決を得て決定して来た。従つて會社側に都合のいい人物か、大株主系の推薦する人物に限定されてゐた。でなければ會社の子飼の重役であつた。

それ故、人物に才能があらうか、無からうか、動もすれば天降り重役で中樞は占められてゐた。これは従來の會社の資本構成が支配して來た結果であつて、資本構成が社會化し、變貌を見た曉は何等か異つた形が現れてくることは當然であらう。

然るに公選制をとれば、全株主の投票によつて決定することになるので、社會的不評判の人物や、または才能に乏しい人物の如きは自然淘汰され、また天降り重役の登場の如きは防止し得るのである。

16

更に事業の性格の如きも、従來の事業會社とは大分變つてくることが期待されてゐる。一方この方法をとれば、これまでの資本重役に止まらず、社員、従業員側からも代表重役を選任することが可能であり、首腦陣營の上にも大きな變革が望める譯である。

九 生産の責任性

軍需企業に對しては、戰時中軍需會社法に基き生産の責任制が實施された。しかし、民主的生産の責任制は、かゝる強權的押しつけ的責任制ではなく、事業家は常にその事業の性質に相應しい責

任體制をとらなければならぬ。これまでの質本家は、たゞ一途利益追求に専念した爲め、重要な事業の性質を忘却して儲かる製品の生産のみに走る傾向があつた。

従つて國民經濟の面で需給の跋行性を惹起し、社會的にも幾多の悪影響を與へたのであつた。

そこで産業民主化問題の一環として生産の責任制が強調されるに至つたのである。

即ち自主的には統制協定、法的措置としては産業秩序法による取締規程の適用などが考慮されてゐる。一方資材配分の停止等の處置も實施されようとしてゐる。

前述の如く今後の企業の在方は、自主獨立性を以て、その姿としてゐるが、さりとしてそこには一定の秩序が保持されなければならない。従つて企業家が生産に當つても、自から經營する企業の性質を辨へて、責任をもつて生産することではなければならない。殊に戰日本國の現實は、經濟基盤の縮小した結果、企業經營は生産技術の向上に依つて、乏しい原料資材を以て、最大の能率を發揮し、民生の安定に寄與しなければならなくなつた。見返物質を生産する業者の如き、特に生産に對しては責任の大なるを痛感し、自主的に責任制を確立してゆかない限り、日本は救はれない。生産の責任制はかゝる意味に於て、これからの事業には一層強調されなければならない。と同時に新しい産業の使命が課せられて來たことを企業家は肝に銘ずべきであらう。

17

十 産業平和の推進

(イ) 團體協約の締結に基礎を

産業の健全なる發展は、産業平和が保持されぬ限り達成されない。然るに現下の情勢は労働攻勢と資本家のサボタージュで混亂状態に陥つてゐる。従つて産業平和は労働關係の調整なくしては、實現し得ないのである。

現下の混亂を惹起した原因には、勞資双方にその素因がある外、インフレに依る物價高など社會經濟的關係があることを無視してはならぬ。即ち労働者側の攻勢は生活不安より賃銀等待遇改善の要求となつて現れ、これが争議の形態より、進んで生産管理の形態に於て、經營参加にまで發展するに至つた。生産管理は争議の手段であるが、これには資本家の生産サボと無理解が、かゝる形態への發展を誘致してゐるとも見られるのである。

労働者の組合運動は、すでに合法性が認められ、團體交渉權が労働者側の把握することになつた現段階に於ては、資本家は進んで團體協約を締結し、産業平和を示現することが望ましいのである。且つ賢明な策である。

労働者の生産管理が合法か非合法かは、別問題として、双方の理解ある交渉による團體協約の締結こそ、産業平和を推進する最も妥當な方法であらう。

かくして労働者はストライキを避け、經營協議會を通じて經營に参加することによつて自主的立場から待遇の改善の途をきり拓いて行くべきである。最近の労働者側の傾向がかゝる方向を示して來たことは大きな特徴として擧げることが出来る。

即ち争議によつて、生産コストが上がるやうな結果となれば、争議によつて獲得した待遇改善も、會社經營の不振を招きやがて破綻を來すことは餘りにも見え透いた事實である。

而かもこんな状態が、今後も持續されるとすれば、勞資共倒れに陥らざるを得ないであらう。

(ロ) 生産サボは國家管理で

産業平和の實現は、一方的方法によつては到底解決は望めない。労働者の權利である争議に或種の制限を企圖するならば、資本家の生産サボに對しても、新たな手を打つことが必要である。そこで現在關係當局内では、資本家の生産サボが原因して労働不安を生起するが如き事態に對しては、そのサボタージュ工場を國家管理に移し、労働者側と政府間に生産管理委員會を設置して、生産を續行し、民生の安定を維持せんとしてゐることは、一方的解決の困難なるを示すものである。

産業平和の推進が、かく勞資双方の對策の確立によつて、解決の方向に進んで來たことは、敗戦後の日本經濟の混亂を、正常な安定線に復歸せしめ、産業復興への方途を打開するものとして注目し得るものである。敗戦日本の現實は、勞資間の確執鬭争を、一日も早く解決し、産業平和を推進することこそ、日本再建の唯一の途であらう。

野田經濟研究所事業案内

日刊『野田經濟研究所日報』の發行

本研究所は新生日本經濟建設の爲め新しき經濟界の良き示唆とする經濟研究機關です。従つて『日報』の内容も自然見透しに重點を置いて編輯して居ますので再建日本經濟人のプレートラストとして益々重きを加へてゐます。

内 容

- ◎ 經濟綜合版
本邦唯一の日刊經濟専門通信 (一年六百圓)
- ◎ 社會運動版
勞働組合及勞働運動の實情を報道する特殊日刊通信 (一年四百圓)
- ◎ 經濟普及版
經濟界の諸問題解明と見透し
重要問題毎に月約二回發行 (一年百圓)

東京都日本橋區吳服橋三丁目五番地(眞町ビル)

野田經濟研究所

電話日本橋 (24) 1538・4341

振替東京五三七四九番

第二部 經營形態はどう變貌するか

十一 經營合理化の新らしい意味

民主主義經濟の下に於ける我國企業會社の動向は、形式的にも實質的にも、全面的且つ基本的な改善が宿命づけられてゐる。戰爭經濟遂行の爲めの企業形態の變革は、來るべきそれと比較すると、視野と角度に於て決定的な相違があり、云はゞ改善と革命の意味の相違にも等しいであらう。然らば新らしい經營合理化は、如何なる意義を以て進めらるべきであらうか。これによつて必然的に起るべき、經營諸形態の變貌はどんな内容を持つものであらうか。以下、これが具體的検討を試みんとするに先立ち、經營合理化の指向する内容を二、三執り上げねばならない。

十二 人力から機械力への切換へ

我が國の生産力は戰時中に於ても、機械力への依存率は、結局低度の域を脱却し得ず、より多く

人力に依存する傾向にあつたことは争へない。そこで商工省當局では、將來の方針として「産業合理化への重點」を、人力から機械力に移すこととしてゐる。即ち、企業の生産能率増進策として、機械力による低コスト、大量生産を目標として進む譯である。これは亦、勞働力依存の條件である低賃銀制をして、その基礎を失はしめる結果となる。即ち

(一) 物價高及び勞働組合の發展により賃銀は逆に昂騰の傾向にあること

(二) 中國及び印度が今後工業國として發展する可能性あり、かゝる場合勞働量を以てしては到底對抗し得ず、ひいては我國の低賃銀及びこれによるダンピングの基礎は消滅すること

斯くして將來の國際貿易參加を前提として、今後は産業の生産能率の向上と生産コストの低下を狙ひ、勞働力の整理と機械力の全面的採用を圖る方針である。

十三 商法、商慣習の改定が先決

企業形態の變革は、日本經濟再建の基礎工事となるものであり、現在の狀態に放任しては來るべき使命を果し得る可能性なきことは明らかである。而して、企業形態の變革は、會社經營自體に個々の場合に付て検討すべきこと、總括的に検討すべきこと、色々あるが、何れにせよ前提要件として商法の根本的改正を必要とする。何故となれば、

(一) 現行商法は、特に會社規定の部分に就ては、會社企業の發展を助成し、大規模生産による經濟力の興隆を目的とした意図が多分に含まれて居り、現在の事態と相容れぬものが多いこと

(二) 現在は會社企業の發展を積極的に助成するよりも、寧ろ此の資本主義的弊害を矯正し、その善所を生かす如き指導方針を必要とすること

(三) 商行為法、商慣習法に付ても、明治、大正年代の舊蔭を脱却せず、現在に於ては却つてその爲め生産活動の健全なる育成強化を阻害せる部分も尠くないこと

(四) 以上の理由の外、今後激變すべき會社經營形態に對處し、且つその方向に準繩を與へる意味からも、諸規程の再編を必要とすること

元來、我國の會社は法律によつて温室化され、先進國との競争に耐へて來たのであるが、明治年代に入つてからは、むしろ爛熟期を迎へ法律の存在が、却つて獨占的弊害を惹起した點が多分にある。商法の改正は此の意味で單なる部分的、字句的修正に止まるのでは、駄目で、所謂全文書下しの創作を必要とする譯である。

十四 株主總會の新らしき在り方

經營形態の變貌の中、特に重視せられるのは物の面よりは、人の面であることは會社が人的機構

の上に基礎を置いてゐるからである。

而して、人の面としては會社組織體たる役員（社長、常勤重役、重役、監査役、相談役）職員、従業員と會社維持體たる株主がある。法律上、株主は會社經營の實權者であり、役員以下の會社組織體は、その使用人たる地位にあるが、實際上は株主の善良なる管理者としての意見は容易に表明し得ないことになつてゐる。商法制定の意味から云ふと、特定の間人が資金を出し合つて行ふ事業を、會社法によつて保護し、その健全なる育成を企圖したのであるが、現在では寧ろその法規が悪用されてゐる感がないでもない。商法第二百三十一條以下第二百五十三條迄は、株主總會の規定を爲したものであるが、その何れもが株主の擁護を計つてゐないものはない。特に顯著なものを擧げても次の數項目に亘る。

▽第二百三十五條後段 臨時總會ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得、此ノ總會ニ於テハ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

▽第二百三十七條 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及ビ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

▽第二百三十九條後段 株主ハ代理人ヲ以テソノ議決權ヲ行使スルコトヲ得、但代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出スコトヲ要ス

總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ス

▽第二百四十一條 各株主ハ一株ニ付、一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル

株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六ヶ月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得

會社ハソノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決權ヲ有セズ

▽第二百四十五條 會社カ左ノ行爲ヲ爲スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニヨルコトヲ要ス

一、營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡

二、營業全部ノ賃貸ソノ經營ノ委任他人トノ營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約ソノ他之ニ準ズル契約ノ締結變更又ハ解約

三、他ノ會社ノ營業全部ノ讓受

四、第二百六十六條又ハ第二百八十條ノ規定ニ依ル取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除

十五 總會の實質的な權限擴大へ

形式上は株主總會は會社運營の最高統帥機關であるが、實質上は却つて從屬機關の如き感がある。昭和年代に於ける中小新興財閥が資本力を大衆株主に求めたのは周知の如くであるが、然かあその支配權は巧みにその指導者の手中に握られてゐた。

即ち、日産の鮎川義介氏、理研の大河内正敏氏、日窒の野口遵氏、昭和電工の森轟昶氏、日曹の

中野友禮氏の所謂五大コンツェルンは何れも何等かの形で大衆資本の足場に立つて仕事をした。若し商法の規定が嚴重に——と云ふ意味は法の精神を正直に——守られてゐたら、斯かる新興會社は勃興の余地はなかつたに違ひない。然し、一國の産業が幼稚な時代には、會社事業への慾望を刺激し、これを満足せしむる爲め、相當高價な代償を與へる必要があることは確かである。従つて、商法も一方に於て未知の世界への投資を誘導する爲めの方策と、事業慾の刺戟との兩刀を使ひ分ける必要があつた譯である。

然らば來るべき會社經營に於ては株主總會は、何んな在り方を爲すべきか。要約すれば以下の如くならう。

(一) 株主總會の實質的權限を擴大強化する

(二) 會社經營、經理各面への常時監督權を強化する

(三) 一切の形式主義を排し、會社と株主との直結を計る

右を簡單に説明すると(一)に付ては、前述した商法の規定が、法則通り行なはれる丈けでなく、實質上の權限を有することが必要である。これには株主總會自體の機構を改めることも勿論、構成要素たる株主、役員其他の人格に付ても規格を決定すべきである。この爲めには、先づ資本を代表する株主權と、會社經營を監督する株主權とを分離せしめ、資本代表による株主權が屢々會社經營の獨裁を招致する弊に陥る傾向にあることを矯正せねばならぬ。

次に(二)は會社監督權の強化であるが、此の點に付ても、商法上種々の規定はあり乍ら、活用

された事例がない。然かも、經營權の爭奪をめぐつて屢々一部に悪用される事例があり、むしろ百害あつて一利なしの感がある。法規上、株主總會の權限で會社經營の監視を許容された規定を擧げると次の如くである。(内容省略)

商法第二百五十二條、同二百五十三條、同二百五十七條、同二百六十一條、同二百六十四條、同二百六十六條、同二百八十二條、同二百九十四條等、

従つて、株主總會の會社監督權強化は、法規の改正と同時に、總會の常設監督機關を設置する必要がある。これにより半期毎の形式的な報告議事から數歩前進し、株主代表が會社役員の検査役的地位に立つて、會社經營を監視し、之れを總會に常時報告する方式をとるべきである。これに就ては實行方法に種々の案が考へられるが、例へば、株主の互選による監督株主の任命とか(この場合會社經理とは全く切離し、株主總會による任命とし、報酬等も總會により支辨すること)或は監督株主の委任代行者の雇傭などの方法がある。一見、屋上屋の感があるが、株主總會の權限を強化しその權威を増大する爲めには、會社内部と無關係な第三者的立場に立つ者を必要とすることは論を俟たない。(三)に付ては後述する點と重複するので此處では省略する。

十六 株主の地位向上と持分

商法上の規定は株主をその持分により均等の権利義務を與へることにより、資本の擁護を計つて居り、その表決は株主總會によつて実施することとしてゐる。即ち、第二百二條の「株式の金額は均一たることを要す云々」及び第二百四十一條の「各株主は一株に付き一個の議決権を有す云々」の規定に見るも明らかである。併し乍ら、此の結果は所謂少數株主の利益壟斷の問題が発生し、不正事實の温床を作つてゐる。善良なる第三株主は、單に経過報告を受け、一方的に押付けられた利益配當に甘んじなければならぬ。従つて、ある會社の株主たらんとするには、事業内容よりも、幹部發起人の顔觸れや、その財力を評價し、これにより一種の他力本願の出資を行ふと云ふ結果になる。

既に設立せられた會社に投資する場合でも先づ株価や配當力や重役の顔觸れ、世間の評判などから、判断を下すのが常識となつてゐる。株価が不當に釣り上げられてゐても、それを知らぬ者は、それにより會社内容の佳良を誤斷し、政策配當に釣られ、相伴重役の名前に迷はされる幾多の例證が示されてゐる。

これらは何れも株主が會社内容の科學的調査に對する手掛りを與へられてゐない證左である。自己の資本を投下するのに抽象的な材料に頼ることは不安であり、出来る限り納得出来る數字的資料に根據を置きたいのであるが、遺憾乍ら法律上の缺陷から、株主の地位は未だそこ迄向上せしめられてゐないのである。

然らば、株主の地位を向上せしめ、眞に會社經營の責任者として、自覺と理解を持たしめるには

如何なる方法をとるべきか。これは株主總會と云ふ協議機關の強化と併行して、株主個々の立場を檢討しなければならぬ。要約すれば、次の如くならう。

- (一) 資本關係のみの結び付を排すこと
- (二) 會社經營への直結を計ること
- (三) 一人當り持株數を制限すること
- (四) 議決個數の制限を明確に規定すること

即ち、現行商法が株主のみに付て規定し、株主に付ては、株主總會の規定に總括せる利益擁護的意圖を根本的に修正し、株主が單なる會社出資者たるに止まらず、出資者であると同時に經營者であることを實證し、且つその爲めの權利義務を規定する條件を設けることが必要である。

また、會社經營への直結としては、従業員、社員、株主選任とか、株主總會を通ずる實踐行動とか、尠く共株主をして會社經營への參與の機會を與へる様に仕向けなければならぬ。次に株數制限は、商法改正の主眼となるべきものだが、商法が餘りに株式に眼目を置いた爲め、株式の過半數を取得せるものは、事實上、會社經營の獨裁者となり得る弊を生じた。

勿論、一株一個の議決権は、制限を加へることが出来るが、それは會社側の任意である。殊に浮動株の多い會社にあつては、實際上株主總會を左右する株式の數は、略ぼ總株數の三分の一を以て足りるのであり、例へば一千万圓の會社なら三百萬圓の出資によつて、殘額七百萬圓の資本力を支配し、更に一千万圓の信用による借款其他の方法が可能である。假りに議決権制限を定款に規定す

る場合でも、斯うした獨裁者は、それにより自己の支配力に動搖を來さざるやうな計算の上に立つてゐるのである。

十七 株主權の制限はどの位が妥當か

斯くて株主の持分制限は經營形態の變貌の重要な因子となるが、然らばその制限範圍はどの位が妥當かと云ふと、これは一律に決定することは困難で、此點法規制定に當つては出來る限り弾力性を持たせる必要があり、然かも新たな合法的拔道の餘地のないやうにせねばならぬ、制限の趣旨は飽く迄も、株主の地位を向上し、その會社經營への參與を可能ならしめる點にあるから、徒らに不當な制限を加へることは却つて逆効果を生ずる虞がある。尠く共、次の數項を考慮して適切な處置を計るべきであらう。

- (一) 資本規模、會社性格に合致するものであること
 - (二) 株主の資本參加の機會を封鎖しないこと
 - (三) 無記名式及び記名式の場合の取扱ひを考慮すること
 - (四) 事業内容により適宜按配すること
- (一) に付て、資本規模の巨大な會社は株數制限により零細株主が急増するほか、株式の消化に

困難を感じる、斯かる場合、十株單位に議決權一個とし、之れを蒐合して更に百株單位に議決代表權を與ふる等の方法を講ずべきだ。

また、小資本の場合は一株一個の議決權でも尙ほ獨占化の虞ある場合もあり得る。一株二ヶ、二株二ヶ半、三株三ヶと云ふ具合に段階的に制限することも必要であり、更に一人十株以下と云ふ持株制限を附する必要もあらう。

更に會社性格により、公益事業とか國營的事業とかの場合、獨占的性格を附與する必要があるれば、株數制限と同時に右事業をバックする團體乃至國家が、公共的持株者として制限外に置かれる必要があらう。

(三)に付ては、問題はないが、(四)に付ては事業自體が未だ育成途上にあり、多分に危險性を有するとか、特別の保護を要するとか云ふ場合は、一律一體に株數制限を行ふことは宜しくない。

最後に(二)が重要であるが、株數制限の結果、株主の資本參加率は個々に於ては急低下せざるを得ない。多くの會社は總株數の半數以上が大株主と稱する者によつて占められ、これが、會社資本の安定稱となつてゐる。株數制限により大株主が消滅すれば、零細株主がこれに代位するからよいやうだが、株主の資本參加への欲求を抑制する結果は面白くない。従つて、これに付ては無決議權株の發行、準社債券の發行、劣後株の發行等の手段がとらるべきで、要するに、資本利殖のみを目的とする資本と、經營參與を目的とする資本の二種類に分割される譯である。

これにより株主は、一方に全く平等の立場に於て會社經營へ參與し、その運營を監視すると共

に、それにより生ずる成果を割賦される権利を保有することになる。

十八 役員任期制確立への方途

株主権の強化擴大に併行して、會社役員地位も必然的に變化を齎らさう。外部的な壓力のみでは、經營の民主々義的變革は望み得ないからである。勿論、役員の問題許りでなく、會社經理、會社定款、會社組織等凡ゆる問題に觸れねばならぬが、先にも述べた通り第一着手は物の面より人の面であるので、當然會社運營の衝に當る役員改善が執り上げられる譯である。然らば現在指摘せられる役員（所謂社長、専務、常務、取締役、監査役等の重役を指す）の缺陷はどんな點かと云ふと大體次の通りである。

- (一) 役員任期制が嚴守されてゐないこと
- (二) 資本代表役員の獨裁化傾向があること
- (三) 會社の私有物化への惡弊があること
- (四) 役員責任制が確立されてゐないこと
- (五) 監査役が取締役の從屬的地位にあること

商法に於ては表面上、これらの缺陷は盡く防止し得る如き規定が存在してゐる。然かも、事實は全く逆で、法規は宛らあつてもなきが如くである。換言すれば、法規あるが故に右の缺陷も世人の非難から免れ、亦これを當然とする風潮を生じてゐる。要するに法の制定が、現在の世態に全く適合せざるに至つた何よりの證據である。さらば右の缺陷を是正する爲めに何んな措置がとらるべきだらうか。

(一) 役員任期制——商法第二百五十六條「取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス」同第二百五十七條取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得」同第二百七十三條「監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス」等に解る如く、役員はその獨占的傾向を防止する爲め任期制を規定されてゐるが、實際は形式的な總會選舉により再選重任を繰返し、世襲的な地位と看做されてゐる。これは會社經營が、資本金のみを背景として支配權を左右出来る惡結果に外ならず、役員と株主との分離並に資本家株主の獨占化を防止することが前提要件とならう。

(二) 資本代表重役——(一)の如く役員の世界傾向が顯れることは、結局資本家代表重役の專横を許容することとなる。これにより或る會社は何々閣、何々閣の如き結合關係を生じその會社には資本家の番頭役のやうな人物が派遣されて、宛然自己資本による個人經營の如き感を呈するに至つてゐる。これも背後にある資本家を撲滅することが先決問題である。

(四) 役員責任制——(三)は(一)と同様であるから省略する。次に役員責任に付ては商法第四百八十六條以下第五百條に至るまで精細な罰則規程があるが、これは何れも現行法規に違反せる

場合のそれで、合法的な利得行爲等に就ては何等の規定がない。然かも、肝要なことは商法規定の遵守よりも、寧ろ會社經營の良否にある。役員が株主全體の立場を代表して忠實に職務を遂行するか否かの責任の問題が重大である。この點に付てもつと明確なる法的根據を與へ、少數株主の利益の爲めに驅使される番頭的地位を脱却せしめねばならぬ。

(五) 監査役の地位——監査役は株主總會が選任した會社監督機關であるが、役員として會社側に從屬する爲め、却つてその地位は取締役の下に置かれるやうになつた。商法の規定に従へば第二百七十四條「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得」及第二百七十五條「監査役ハ取締役ガ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニソノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス」等、明らかに検査官的地位を認められて居り乍ら、實際は「右本期決算ハ適法ナリト認ム」と云つた形式報告で能事終れりとし、その任免も取締役の手中に握られてある状態である。

十九 重役は株主たり得ず

商法の明示するやうに取締役、監査役は、株主總會が選任し、會社と取締役との間の關係は委任に關する規定が用ひられるのである。従つて、重役は株主總會によつて備はれ、會社運營を委任さ

れたもので、實質上は株主團體の使用人である譯である。この關係が嚴密に持續されれば、重役が會社を獨裁したり、株主の利益を壟斷したりすることはあり得ないが、重役自體が大株主であつたり亦は資本家代表であつたりすると（この例が殆んど凡ての會社に當てはまる）今迄述べたやうな種々の弊害を生じて來る。

従つて、重役と株主とを切離し、重役は株主たり得ずとする法規の制定が必要である。この場合考へられる長所と短所は次の如くであるが、短所は適當な改善を施すこと云ふまでもない。

- (一) 重役の地位が不安定であること
- (二) 業務に熱意を缺く虞れがあること
- (三) 會社の恒久的劃策を省みないこと
- (四) 任期中の一時的業績向上を計り易いこと

次に長所は今迄述べた各種の弊害の除去で例へば

- (一) 資本家的政策を排除すること
 - (二) 會社利益の公正なる分配
 - (三) 生産の公共性昂揚と運營の良化
 - (四) 株主權の擁護と經營の合理化
- 等の効果が期待出來る。

二十 經營參加の形態

經營形態の變貌の一要素として従業員の經營參加の問題がある。これは労働組合と團體協約の問題、従業員生産管理の問題等と關聯し、今後當然大きな展開を見るべき問題であるが、商法に於ては何等規定なく、従つて、その本質は將來に掛つてゐる。

然し乍ら歐米の例が示してゐる如く、會社従業員は直接自己の生命をその會社に托してゐるので、これに資本家と同様の對等の地位を與へることが、經營の合理的形態を推進する所以である。即ち、次の如くである。

- (一) 従業員の社會的地位、身分の保證
- (二) 會社經營への參與

この具體的方法としては、従業員個人個人の株主權獲得もあるが、むしろ株主總會に於て、従業員の地位、身分を保證し、これに株主たる地位を與へる方策を講ずべきである。但し現在電力會社等にある従業員組合名義の持株は、事實上は會社の工作的遺繰りや名目上のものが多く、表決權を行使する者は甚だ少い。尤も現在の總會の方法では、何等意味を爲さぬが、前述の如く改變せられた後の従業員持株は、相當權威あるものとならう。

唯だ、此處で問題とするのは従業員株主と一般株主との間に差別待遇をすることは嚴に禁止せらるべきである。従業員に厚遇することも、一般株主に厚遇することも、却つて經營の民主化を阻害するからである。尙ほ従業員の經營參加は、株主總會を通すべきか否かは、矢張り最高機關たる株主總會を通じて行ふべきで、役員の認可は事後承諾の形式をとるべきである。

經營參加に付ては、日産化學の經營協議會が、好い標本であるが、蒲田日産化學社長は同協議會に就て次の如き趣旨の意見を吐いてゐる。

「經營參加の問題は、結局、會社が最高度の經營效率を發揮し、社職員、株主等會社關係者全部が共同の利益の下に大同團結する點にある。目下、轉換其他幾多の難問題があるに加へ、生活擁護の問題もあり、衆智を蒐めて經營を改善し、以て社運の興隆を期したいと思つてゐる。經營協議會は、この意味で健全な發達を遂げしめ、一つの信託經營の形態を理想として進まなければならぬと信じてゐる云々」

これによると従業員の資本參加は實現されてゐないが、速かにこゝ迄進み同時に經營協議會の發言權及び強請力をも、法的基礎の上に立たしめる必要があらう。

二二 會社定款の理念を改めよ

經營形態の變化は商法及び商慣習を改變し更に會社個々の商法たる定款の理念を刷新する所までゆかねばならぬ。現行規定によると定款とは會社の戶籍簿的役割以上には出て居らず、何等束縛規定も責任規定もなく、全て商法に準據する状態である。然し數多くの會社共通の事項は、商法で決定しても、仔細の點は會社個々が定款により定むべきであらう。商法上の定款規定は

第六十六條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一、商號 二、目的 三、資本總額 四、一株ノ金額 五、本店及支店ノ所在地 六、會社ガ公告ヲ爲ス方法 七、發起人ノ氏名及住所

第六十八條 左ノ事項ハ之ヲ定款 記載スルニ非ザレバソノ效力ヲ有セズ

一、存立時期又ハ解散ノ事由

二、對種ノ株式ノ發行並ニソノ各種ノ株式ノ内容及數

三、株式ノ額面以上ノ發行

四、發起人ガ受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名（以下略）

現存する會社定款は、凡て右の規定に従ひ然かもこれを一步も脱却してゐない。商法には責任規定、懲罰規定等を設けてはならぬとは書いてないが、從來の會社經營は定款を事程左様に輕視してゐたのである。株主、株主總會、定款と三つの重大構成分子が、商法上の意圖とは逆に斯くも輕蔑されてゐては、會社運營の民主化は百年河清を待つに等しい。

然らば定款を社憲として權威あるものとするには、如何なる方法を講ずべきか。豫想される點は

次の如くである。

(一) 商法上の定款規定を嚴密化する

(二) 背任行爲に對する懲罰規定

(三) 生産、従業員待遇其他の規定

即ち、商法が單なる形式的規定を設けてゐるのを根本的に改善し、定款に規定すべき事項を更に仔細嚴密に明示し、これにより會社の自主的運營を促進する必要がある。また、會社自體に於ても取締役其他の背任行爲等に就ては、商法上の規定以外のものは定款による懲罰を實施すべきである。従業員は任免權を役員に委ねてあるから問題ないが、役員自體は實質上監督者がゐない譯で、株主總會も單なる罷免權のみを有するのであるから、どうしても定款規定によるより方法がない。その他、生産、従業員待遇、その他社務に關することも、社務規定を施行規則とし、別に大綱を定款に明示すべきであらう。斯くして始めて會社の運營も公明正大が期せられる譯である。

二二二 經營形態は實質本位へ

以上の外、計理監査制による特殊検査の勵行とか、總會報告形式の形式主義排除や、決算發表方式の改善、中間報告の採用など、種々の問題がある。これらは何れも從來の形式的な方式を一變

し、飽く迄實質主義に則して進めらるべきで、寧ろ不要な規則、規定は一切廢止し、所謂法三章的に要點のみを押へてゆくことが理想である。

株主總會の報告の如きあまりに形式的、お座なりで、誰もが腹立たしくなる。然かも出席株主の勤い事が、必ずしも不熱心を意味してゐるのではない。理想的な形で行なはれる總會ならば、會場は恐らく人員の收容にあわてなければなるまい。斯くて始めて質疑も活潑に行なはれ、議事も熱意を以て進行しよう。

經營形態の變貌は敍上の如き、人的機構及び決議機關の質的改變のみに止まるものではない。株式會社制度の質的變化は、その他生産、工場、資材、其他各面に亘つて重大な變化が豫想される。これらを綜合して始めて我國經濟の民主化への道程が豫測される譯である。

(完)

昭和十年二月二十七日第三種郵便物認可
野田經濟研究所日報 第三五二八號
各版綜合特輯號

昭和廿一年八月五日印刷發行

經濟綜合版 一ヶ年 六百圓
社會運動版 一ヶ年 四百圓
經濟普及版 一ヶ年 百圓

編輯發行 藤原嘉雄
印刷人

東京都日本橋區吳服橋三ノ五
横町ビル(東京髪裏口前)

野田經濟研究所

電話日本橋(34)一五三八
替口座東京五三七四九番

さくら

ム板紙
イル画
フ乾印



本社
東京都日本橋區室町三丁目

工場
東京都淀橋區十二社

工場
東京都南多摩郡日野町

工場
神奈川県小田原市堀之内

工場
栃木縣下都賀郡穗積村大行寺

工場
長野縣諏訪市本町

小西六寫真工業株式會社

短波と外國新聞雜誌による

日刊 國際特信

購讀料半年六百圓 一年千圓

(封鎖拂可、御申込次第請求書送る)

官公署、公共團體、

銀行會社必讀資料

聯合軍公表週刊

購讀料一年六百圓

(封鎖拂可、御申込次第請求書送る)

東京京橋區銀座西七ノ一 行政學會ビル内
電話銀座(57)六六〇 振替東京一三八、五四三

國際特信社

購讀料一年百圓

月刊 時局叢書

(刊 既)

新選舉法と選舉戰術
マ指令と日本の諸問題
勞働組合法解説
日本總選舉の批判(マ司令部)
賠償の基本的考察(七月配本)

翻譯とタイプ印書

英文代作
英文邦譯
和英タイプ印書
教材印書謄寫

NSK

ボールベアリング
ローラーベアリング
スチールボール

日本精工株式会社

本社・東京都芝區田町四ノ一
支社・東京・大阪・名古屋

資本金五千七百五十萬圓

電氣化學工業株式会社

取締役社長 近藤 鍊次

東京都京橋區新富町一ノ三（帝國興信所ビル内）
電話 築地（55）三一八一—七番

相互組織
千代田生命

本社 東京都京橋區京橋二丁目二番地

營業品目

農耕機械・開墾・干拓用唧筒・食品加工機械

自轉車・土建機械・鑛山機械高級パツキン

農船用機關・車輛造修・車輛油壓緩衝器
精密鑄鋼・製鹽機・各種運動具

設計：製造：販賣

萱場産業株式會社

本社 東京都日本橋區本町一丁目二番地
電話 日本橋(24)1113・1114・1636

工場 東京製造所 東京都芝區芝浦一丁目一番地一
電話 三田(45)2161(8)

仙臺製造所 仙臺市長町字八本松三番地
電話 仙臺113

岐阜製造所 岐阜縣可兒郡土田村五〇五番地
電話 美濃太田235

503

230

通日本通運株式會社

荷物輸送の御相談は全國各驛の丸通へ

社長 早川 慎一

東京都日本橋一丁目九番地（白木屋六階）

電話、日本橋(24)

三四五一、三四五二

三四五三、二三一二

二三一三、三一二六

三一二七、

東海銀行

本店 名古屋市御幸本町通

日銀引受國債賣捌取扱
公社債、株式ノ引受募集並賣買
投資信託ニ關スル業務

山一證券株式會社

本店 東京都日本橋區兜町一ノ三

大阪支店 大阪市中區今橋三ノ一

各地支店 札幌、仙臺、新潟、京橋、濱松、名古屋

京都、高松、岡山、廣島、福岡、小倉